

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等

改正対象

鋼船規則 R 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
船舶用原動機放出量確認等規則
鋼船規則検査要領 R 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料油中に含まれる硫黄分濃度の上限値を規定しており、本会も既に当該要件を関連規則に取り入れている。また、当該規則に適合しない燃料油が MARPOL 条約の締約国内において供給された場合、当該締約国はその旨を IMO に報告することが同第 18 規則により求められている。

当該報告に関して調査がなされた結果、燃料油の中には引火点が SOLAS 条約の規定よりも低いものがあることが判明し、IMO において安全上の懸念が指摘された。これを受けた議論の結果、2022 年 11 月に開催された IMO 第 106 回海上安全委員会 (MSC106) において、燃料油の使用における安全性強化を目的とする SOLAS 条約の改正が IMO 決議 MSC.520(106)として採択された。これにより、供給される燃料油が SOLAS 条約に適合していることを示す供給者の署名入りの宣言書の提供、及び燃料油供給証明書への燃料油の引火点の記載が 2026 年 1 月 1 日より要求されることとなった。

加えて、2024 年 3 月に開催された IMO 第 81 回海洋環境保護委員会 (MEPC81) において、低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書への記載事項を明確化する MARPOL 条約附属書 VI の改正が、IMO 決議 MEPC.385(81)として採択された。

その他、燃料油を代表する試料の採取及び保管の方法に関する規定を改正する MSC-MEPC.2/Circ.18 や、窒素酸化物放出量最大許容限度 (3 次規制) に適合できないと判断する基準に関する規定を改正する決議 MEPC.386(81)が採択された。

このため、これらの IMO 決議等に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 鋼船規則 R 編において、燃料油の引火点に関する情報を燃料油供給証明書に記載し、また、燃料油が SOLAS 条約に適合している旨の、供給者の署名入り宣言書が、燃料油の供給前に提供されるよう規定する。
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則において、低引火点燃料又はガス燃料の燃料油供給証明書の記録項目に関し、密度は温度と共に示すよう規定し、また、硫黄分濃度に関する記載内容を明示する。
- (3) 燃料油供給証明書に添付する「燃料油を代表する試料」の採取及び保管の方法を規定するものとして参照する、IMO 文書の番号を改める。
- (4) ディーゼル機関を交換する場合に窒素酸化物放出量最大許容限度（3 次規制）に適合できないと判断する基準を規定するものとして参照する、IMO 文書の番号を改める。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 R 編及び同検査要領 R 編
2026 年 1 月 1 日から施行
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領及び船舶用原動機放出量確認等規則並びに同実施要領
2025 年 8 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-22

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び 消火設備 3 章 定義 3.2 定義 <u>3.2.57 燃料油</u> <u>「燃料油」とは, 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則 1 編 2.1.1(5)に規定する油をいう。</u>	鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備及び 消火設備 3 章 定義 3.2 定義 (新規)	MSC.520(106) Para.2 海防規則 1 編 2.1.1(5): “Oil fuel” means any oil used as fuel in connection with the propulsion and auxiliary machinery of the ship in which such oil is carried. MARPOL 附属書 I に基 づく海防規則 1 編にい う「燃料油」は油のみ。 MARPOL 附属書 VI に 基づく海防規則 8 編に いう「燃料油」はガス 等を含む。

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
4 章 発火の危険性	4 章 発火の危険性	
4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置	4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置	
4.2.1 燃料としての油の使用の制限* 燃料としての油の使用については，次によらなければならない。	4.2.1 燃料としての油の使用の制限* 燃料としての油の使用については，次によらなければならない。	
(1) (同右)	(1) 本 4.2.1 に特に定める場合を除き，引火点が 60℃ 以下の燃料油は，使用してはならない。	
(2) (同右)	(2) 非常発電機を駆動する原動機には，引火点が 43℃を超える燃料油を使用することができる。	
(3) (同右)	(3) 引火点が 43℃を超え 60℃以下の燃料油については，次の要件に従う場合に限り非常用消火ポンプの原動機及び A 類機関区域内に設置されない補機等に使用することができる。	
	(a) 燃料油タンク（二重底区画に配置されるものを除く）を，A 類機関区域の外部に配置する。	
	(b) 油温計測装置を，燃料油ポンプの吸引管に取り付ける。	
	(c) 止め弁又はコックを，燃料油こし器の入口側及び出口側に取り付ける。	
	(d) できる限り溶接継手又は円錐型もしくは球面形のユニオン式継手を用いる。	
	(e) その他本会が適当と認める要件	
(4) (同右)	(4) GF 編の規定が適用されない船舶の場合，引火点が前(1)に規定されるものより低い燃料油（例え	

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
(5) (同右) (6) 燃料油を積載する船舶には、燃料積込の前に、供給される燃料油が <u>SOLAS 第 II-2 章第 4 規則 2.1 に適合していることにつき、燃料油供給者を代表する者により署名入りで証明され、引火点の測定に用いた試験方法も記載された宣言書が提供されなければならない。船舶に供給される燃料油に関する燃料油供給証明書は、IMO が適当と認める規格に従って特定された引火点、又は計測された引火点が 70℃以上であった旨の記載を含むものでなければならない。</u> (7) (同右) 4.3 船内作業等で使用されるガスの管理 4.3.1 船内作業等で使用されるガス燃料に関する措置* 船内作業等で使用されるガス燃料装置は、本会の適当と認めるものでなければならない。当該ガスの貯蔵容器は、開放甲板上、又は開放甲板に対してのみ開口を有す	ば原油) は、機関区域以外の場所に貯蔵し、かつ、設備全体について本会の承認を得た場合に使用することができる。 (5) GF 編の規定が適用される船舶の場合、前(1)に規定されるものより低い燃料油を使用することができる。 (新規) (6) 燃料油タンク内の燃料油は引火点の下 10℃以上に加熱してはならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りでない。 4.3 船内で使用されるガスの管理 4.3.1 船内で使用されるガス燃料に関する措置* 船内で使用されるガス燃料装置は、本会の適当と認めるものでなければならない。当該ガスの貯蔵容器は、開放甲板上、又は開放甲板に対してのみ開口を有する十分	MSC.520(106) Para.4 外国籍船舶用規則 及びその元となった SOLAS II-2/ 4.3 の記載 「gaseous fuel for domestic purpose」

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
る十分通風された場所に置かなければならない。	通風された場所に置かなければならない。	
この改正は附則 A による		

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。 ((1)から(17)は省略) (18) 「燃料油」とは，<u>船上で使用するために船舶に供給されるあらゆる燃料をいう。</u> ((19)から(27)は省略) (28) 「ガス燃料」とは，<u>37.8℃における蒸気圧が 0.28 MPa（絶対圧）を超える燃料をいう。</u>	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。 ((1)から(17)は省略) (18) 「燃料油」とは，<u>船舶の推進又は運航のための燃焼を目的として船舶に供給されるあらゆる燃料をいい，ガス燃料，留出燃料及び残渣燃料を含む。</u> ((19)から(27)は省略) (新規)	MEPC.385(81) Para.1 Fuel oil means any fuel delivered to and intended for use on board a ship. MEPC.385(81) Para.2

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）* -1. 附属書 VI 第 18.2.1 規則から第 18.2.5 規則の規定に従い、特に認められる場合を除き、船上で使用するために<u>船舶に供給される燃料油</u>は、次の(1)及び(2)に規定する要件に適合するものでなければならない。 (1) (省略) (2) 石油精製以外の方法により製造される燃料油にあっては、次の(a)から(f)を満足すること。 ((a)から(f)は省略) -2. 本会が必要と認める船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、船上で使用するために積込まれる燃料油の供給者により発行された燃料油供給証明書を、積込み後 3 年間、船上に備え置かなければならない。なお、当該燃料油供給証明書を備え置く場所は、検査時に合理的な時間で当該燃料油供給証明書が迅速に利用できる場所でなければならない。	1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）* -1. 附属書 VI 第 18.2.1 規則から第 18.2.5 規則の規定に従い、特に認められる場合を除き、<u>燃焼を目的として船上で使用するために積込まれる燃料油</u>は、次の(1)及び(2)に規定する要件に適合するものでなければならない。 (1) (省略) (2) 石油精製以外の方法により製造される燃料油にあっては、次の(a)から(f)を満足すること。 ((a)から(f)は省略) -2. 本会が必要と認める船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、船上で使用するために積込まれる燃料油の供給者により発行された燃料油供給証明書を、積込み後 3 年間、船上に備え置かなければならない。なお、当該燃料油供給証明書を備え置く場所は、検査時に合理的な時間で当該燃料油供給証明書が迅速に利用できる場所でなければならない。	MEPC.385(81) Para.5 MEPC.385(81) Para.6 「Fuel oil for combustion purpose」を「Fuel oil」に変更。NK 規則は外国籍船舶も含めて対応不要

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
-3. 前-2.に規定する燃料油供給証明書は、<u>英語、フランス語又はスペイン語で記載され、次に規定する情報を含むものでなければならない。</u> (1) <u>少なくとも附属書 VI 付録 V に規定する情報。</u> (2) <u>低引火点燃料又はガス燃料に関する燃料油供給証明書においては、少なくとも附属書 VI 付録 V の 1 から 6 に規定する情報、燃料の種類に適した試験方法によって測定された密度（温度条件と共に）並びに当該燃料が附属書 VI 第 18.3 規則に適合していることにつき、燃料油供給者を代表する者により署名入りで証明された宣言。加えて、船上で使用するために供給される低引火点燃料又はガス燃料の硫黄の質量濃度。当該濃度は、燃料の種類に適した試験方法によって測定された実測値、又は供給港の適切な関係当局の合意を得た上で、当該方法により試験された場合に硫黄の質量濃度が 0.001%未満である旨のいずれかであって、燃料供給者により記載されたものであること。</u> -4. 前-2.に規定する燃料油供給証明書には、本会が適当と認める方法により採取した、当該証明書により供給された燃料油を代表する試料を添付しなければならない。この試料は、燃料油積込作業完了時に燃料油供給者を代表する者並びに船長又は当該積込作業を担当する士官により封印及び署名を施した上、供給された燃料油の大部分が消費されるまでの間であって少なくとも 12	-3. 前-2.に規定する燃料油供給証明書は、<u>少なくとも附属書 VI 付録 V に規定する情報を含むものでなければならない。なお、当該燃料油供給証明書は、英語、フランス語又はスペイン語で記載されるものとする。</u> -4. 前-3.に掲げる燃料油供給証明書には、本会が適当と認める方法により採取した、当該証明書により供給された燃料油を代表する試料を添付しなければならない。この試料は、燃料油積込作業完了時に燃料油供給者を代表する者並びに船長又は当該積込作業を担当する士官により封印及び署名を施した上、供給された燃料油の大部分が消費されるまでの間であって少なくとも 12 ヶ月	MEPC.385(81)Para.8 硫黄分濃度が非常に低く検出限界以下である等の場合の取扱いを明示

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
ヶ月の間、本会が適当と認める方法により本船上に保管しなければならない。なお、当該資料の記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語で記載されるものとする。 -5. 前-1.から-4.の規定は、固体状の石炭及び核燃料には適用しない。また、前-3.(1)及び-4.の規定は、<u>低引火点燃料及びガス燃料</u>には適用しない。 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関	の間、本会が適当と認める方法により本船上に保管しなければならない。なお、当該資料の記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語で記載されるものとする。 -5. 前-1.から-4.の規定は、固体状の石炭及び核燃料には適用しない。また、前-2.から-4.の規定は、<u>液化天然ガス、圧縮天然ガス又は液化石油ガス等のガス燃料</u>には適用しない。<u>特に燃焼を目的として船上で使用するために積込まれるガス燃料の硫黄の質量濃度については、供給者が文書により証明するものとする。</u> 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関	MEPC.385(81) Para.7

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
((a)から(d)は省略) (2) 2000 年 1 月 1 日以後に主要な改造が行われるディーゼル機関 ディーゼル機関の同一でないディーゼル機関への交換, 又は追加設置に対しては, ディーゼル機関の交換又は追加が行われる時期の基準を適用しなければならない。<u>なお, 本 2.1 において, 蒸気タービン等からディーゼル機関への換装は, ディーゼル機関の交換とみなす。</u>ただし, ディーゼル機関の交換については, 表 8-1(c)に適合できないと日本国政府が認めた場合は表 8-1(b)の基準を適用することができる。この場合, ディーゼル機関の交換が表 8-1(c)に適合できないとする判断基準については IMO により策定されたガイドラインによる。 2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連） 2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所* -3. 前-1.及び-2.の要件は, 低引火点燃料又はガス燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。	((a)から(d)は省略) (2) 2000 年 1 月 1 日以後に主要な改造が行われるディーゼル機関 ディーゼル機関の同一でないディーゼル機関への交換, 又は追加設置に対しては, ディーゼル機関の交換又は追加が行われる時期の基準を適用しなければならない。ただし, ディーゼル機関の交換については, 表 8-1(c)に適合できないと日本国政府が認めた場合は表 8-1(b)の基準を適用することができる。この場合, ディーゼル機関の交換が表 8-1(c)に適合できないとする判断基準については IMO により策定されたガイドラインによる。 2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連） 2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所* -3. 前-1.及び-2.の要件は, <u>船舶の推進又は運航のための燃焼を目的とする</u>低引火点燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。	MEPC.385(81) Para.3 MEPC.385(81) Para.4

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則	船舶用原動機放出量確認等規則	
2 章 放出量確認等	2 章 放出量確認等	
2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	
2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度*	2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度*	
-1. 原動機には, 次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数(鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。)において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように, 承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a)から(d)は省略) (2) 2000 年 1 月 1 日以後に主要な改造が行われる原動機 原動機の同一でない原動機への交換, 又は追加設置に対しては, 原動機の交換又は追加が行われる時期の基準を適用しなければならない。なお, 本 2.2.2 において, 蒸気タービン等から原動機への換装は, 原動機の交換とみなす。ただし,	-1. 原動機には, 次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数(鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。)において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように, 承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a)から(d)は省略) (2) 2000 年 1 月 1 日以後に主要な改造が行われる原動機 原動機の同一でない原動機への交換, 又は追加設置に対しては, 原動機の交換又は追加が行われる時期の基準を適用しなければならない。ただし, 原動機の交換については, 表 1.1(c)に適合できないと日本国政府が認めた場合は表 1.1(b)	MEPC.385(81) Para.3

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
原動機の交換については、表 1.1(c)に適合できないと日本国政府が認めた場合は表 1.1(b)の基準を適用することができる。この場合、原動機の交換が表 1.1(c)に適合できないとする判断基準については <i>IMO</i> により策定されたガイドラインによる。	の基準を適用することができる。この場合、原動機の交換が表 1.1(c)に適合できないとする判断基準については <i>IMO</i> により策定されたガイドラインによる。	
この改正は附則 B による		

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 R4.2.1 燃料としての油の使用の制限 <u>-3. 規則 R 編 4.2.1(6)にいう「IMO が適当と認める規格」とは, ISO 2719:2016-Determination of flash point-Pensky-Martens closed cup method, Procedure A (for Distillate Fuels) or Procedure B (for Residual Fuels)をいう。</u> <u>-4. 規則 R 編 4.2.1(6)に規定する燃料油供給証明書に含むことが要求される情報は, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2-1(3)(a)に掲げる燃料油供給証明書に含めて差し支えない。</u> R4.3 船内作業等で使用されるガスの管理 R4.3.1 船内作業等で使用されるガス燃料に関する措置	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 R4.2.1 燃料としての油の使用の制限 (新規) (新規) R4.3 船内で使用されるガスの管理 R4.3.1 船内で使用されるガス燃料に関する措置	MSC.520(106) Para.4 MSC.520(106) Para.4
この改正は附則 A による		

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連） -5. 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ <u>MSC-MEPC.2/Circ.18</u> に従って採取及び本船上に保管することをいう。	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.2 一般要件 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連） -5. 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ <u>IMO 決議 MEPC.182(59)</u> に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルを当該決議に従って本船上に保管することをいう。	MSC-MEPC.2/Circ.18 表紙脚注に記載のとおり、本 Circ.の発行により、IMO 決議 MEPC.182(59)は破棄 変更点 ・保管方法を定めるのは船長⇒会社 ・燃料油サンプル量 400 mL 以上⇒600 mL 以上 ・引火点を測定するために燃料油サンプルが試験所に送付された場合の手順

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 (1) (省略) (2) 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいう「IMO により策定されたガイドライン」とは，“<i>2024 Guidelines as Required by Regulation 13.2.2 of MARPOL ANNEX VI in Respect of Non-Identical Replacement Engines not Required to Meet the Tier III Limit (IMO Res.MEPC.386(81))</i>”（その後の改正を含む。）をいう。 (3) (省略)	2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 (1) (省略) (2) 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいう「IMO により策定されたガイドライン」とは，“<i>2013 Guidelines as Required by Regulation 13.2.2 of MARPOL ANNEX VI in Respect of Non-Identical Replacement Engines not Required to Meet the Tier III Limit (IMO Res.MEPC.230(65))</i>”（その後の改正を含む。）をいう。 (3) (省略)	MEPC.386(81) 変更点 ・蒸気タービン等を、NOx3 次規制に適合しないディーゼル機関に換装することを認める場合の判断基準の追加

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度 -1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 (1) (省略) (2) 規則 2.2.2-1.(2)にいう「IMO により策定されたガイドライン」とは、“<u>2024 Guidelines as Required by Regulation 13.2.2 of MARPOL ANNEX VI in Respect of Non-Identical Replacement Engines not Required to Meet the Tier III Limit (IMO Res.MEPC.386(81))</u>”（その後の改正を含む。）をいう。 (3) (省略)	船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度 -1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 (1) (省略) (2) 規則 2.2.2-1.(2)にいう「IMO により策定されたガイドライン」とは、“<u>2013 Guidelines as Required by Regulation 13.2.2 of MARPOL ANNEX VI in Respect of Non-Identical Replacement Engines not Required to Meet the Tier III Limit (IMO Res.MEPC.230(65))</u>”（その後の改正を含む。）をいう。 (3) (省略)	MEPC.386(81)
この改正は附則 B による		

「低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A		
1. この改正は，2026 年 1 月 1 日から施行する。		
附 則 B		
1. この改正は，2025 年 8 月 1 日から施行する。		